

## 寝屋川市自動体外式除細動器（AED）貸与要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、寝屋川市の所有する自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator。以下「AED」という。）を貸与するに当たって必要な事項を定め、もって市民の身体の安全の確保を図ることを目的とする。

### （貸与の対象）

第2条 AEDの貸与は、寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）に居住する住民によって形成された団体、市内を拠点に活動する団体その他これらに準ずる団体（以下「市民団体等」という。）に対して、市民団体等が事業又は行事を実施する場合に、無償で行う。

### （遵守事項）

第3条 AEDの貸与を受けた市民団体等に対しては、次の各号に掲げる事項を遵守するよう求めるものとする。

- (1) AEDを自己の財産に対するものと同じの注意をもって管理すること。
- (2) AEDが精密な医療機器であることに留意し、振動を与えない等、丁寧に扱うこと。
- (3) AEDが損傷したときは、直ちに市長に報告するとともに、当該損傷が故意又は過失による場合には、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
- (4) AEDを使用すべき事象が発生した場合には、一連の救急救命措置を行い、患者となった者の安否確認を行うこと。
- (5) 前号の規定に該当し、AEDを使用したときは、寝屋川市自動体外式除細動器（AED）使用報告書により市長に報告すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、寝屋川市職員の指示に従うこと。

### （貸与の申込み）

第4条 AEDの貸与を受けようとする市民団体等に対しては、寝屋川市自動体外式除細動器（AED）貸与申込書に、AEDの貸与を受けようとする事業又は行事の内容を示した書類、誓約書その他必要と認める書類を添えて、市長に提出するよう求めるものとする。

(貸与の承諾等)

第5条 前条の規定による申込みがあった場合には、当該申込みに係る書類等を審査し、貸与を承諾するときは寝屋川市自動体外式除細動器（AED）貸与承諾書により、貸与を承諾しないときは承諾しない理由を示した書類により、当該市民団体等に通知する。

2 AEDの貸与の承諾をした市民団体等に対しては、市長が指定する日時に貸与を受けよう求めるものとする。

(貸与の解除)

第6条 AEDの貸与を受けた市民団体等がAEDを適正に使用しないおそれがある又は適正に使用していないと認めるときは、AEDの貸与を解除することがある。

(所掌部局)

第7条 AEDの管理及び貸与に関する事務は、人・ふれあい部市民活動振興室が行う。

(委任等)

第8条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、人・ふれあい部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月30日から施行する。